

## 五所川原市監査委員告示第2号

令和8年2月16日付け五所川原市監査委員告示第1号で公表した監査結果について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、五所川原市長から令和8年2月18日付け五総発第158号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和8年4月6日

五所川原市監査委員 小田桐 宏 之  
五所川原市監査委員 一 戸 久 男

# 監査結果に対する措置状況報告書

総務部 管財課

令和8年2月17日提出

文書指摘を受けた事項	措置状況	備考
<p>【毘沙門・長富コミュニティセンター】</p> <p>管理業務について、作業賃金等の作業内容の実績を確認できるものがない。また、経理事務においては、証憑等の不備や執行使途の不適切なものが数多くみられる。このため、是正又は改善が必要である。所管課は指定管理者に対し、速やかに適切な措置を講じられたい。</p>	<p>【指摘事項分析】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・指定管理者からの「収支決算報告」及び「残高証明書」のみ確認しており、各費目における証憑等を確認しなかったことが原因。</li><li>・特定の人物のみが敷地内の整備等に携わっていたとされ賃金を支払い、この執行使途が不適切であった。</li></ul> <p>【現在までの対応】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・令和6年度より担当課において3か月に1回程度の会計検査を実施して対応している。</li><li>・令和7年度では、令和6年度中に証憑が確認できなかった36,697円について返還請求。</li></ul> <p>【今後の対応】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・証憑類の有無について確認し、費目及び日付順に書類整理について改めて指導する。</li><li>・関係書類の保存年限について、5年間保存を改めて指導する。</li><li>・賃金等が発生する事項については、明確に金額を設定するほか、作業</li></ul>	備考

	<p>日報等により作業時間も確認できる体制を整えるよう指導する。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その他、毘沙門・長富コミュニティセンターの管理業務に必要なのない物品、その他については購入・契約等をしないよう改めて指導する。</li><li>・令和8年度より会計検査を1か月ごとに実施し、不適切な事務処理がされていた場合は指定管理業務の停止も検討する。</li></ul>	
--	---	--